

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 51 年 3 月までの期間及び 52 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 51 年 3 月まで  
② 昭和 52 年 12 月

私は、母がどこからか聞いてきた特例納付のことについて、当時 A 市役所に勤めていた母の知人に相談するため、母と共に同市役所に出向いた。母の知人から紹介された同市の担当者に私の国民年金保険料を計算してもらおうと、70 万円を超える額だったので大変驚いたことを記憶している。

それを 2 回に分けて納付することとし、1 回目は、昭和 55 年 3 月ごろの加入手続後すぐに母に同行して 30 数万円程度を、2 回目は、その約 2 か月後に私がバイクで A 市役所に行き母から預かった 43 万円程度を、それぞれ同市役所の窓口で納付した。

前回の申立てに対しては、平成 21 年 2 月に年金記録の訂正は必要でないとする通知があったが、その後、母の知人と連絡が取れ、証言も得られたので、再度申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を特例納付したと主張する A 市役所の年金担当窓口では特例納付ができず、同市役所内にも特例納付に係る国民年金保険料を収納する金融機関も無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、i) 当初の決定後に、申立人が特例納付の相談をしたとする母の知人の連絡先が判明し聴取したところ、当該知人は、「私が A 市 B 部署に在籍中、特例納付の相談に来庁した申立人と母を年金担当課に案内し、

職員を紹介した記憶がある。申立人の両親は裕福であり、当時は70万円を都合することも可能であったと思う。」と述べていること、ii) 申立人は、昭和55年3月ごろに国民年金の加入手続を行い、当該加入手続とほぼ同時期に申立期間②直後の国民年金保険料を現年度及び過年度納付しているところ、申立人は当時47歳であることから、申立期間の国民年金保険料を特例納付しなければ年金受給要件を充足し得ないことなどを踏まえると、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとする申立内容は不自然ではなく、基本的に信用できる。

また、今回、改めてA市役所に対し同市役所内の金融機関の設置状況を照会したところ、当初の回答どおり、特例納付に係る国民年金保険料を収納する金融機関は設置されていなかったものの、市税のみを収納する金融機関は設置されていたとの回答があり、当該金融機関では、特例納付に係る国民年金保険料の納付書を持参した者に対しては近くの支店で納付するよう案内していたことが判明したことから、同市役所で特例納付したとする申立内容は、30年以上も前の記憶であることを踏まえると、合理性を欠くものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から同年 11 月まで

私の国民年金保険料については、父から毎月納付していると言われた記憶があるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6 か月と短期間である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 2 月 11 日に払い出されており、申立人はこのころ申立期間前後の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるところ、申立期間のみ納付しない合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料については、父から毎月納付していると言われた記憶があると申立人は述べているところ、申立期間当時、父と同居していた申立人の弟の申立期間に係る国民年金保険料は、納付済みとなっていることを踏まえると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても、申立人の父が納付したものとみて不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年9月から39年3月まで  
② 昭和40年4月から41年11月まで

申立期間当時、A市職員による横領事件があったことから、私たち夫婦が納付した国民年金保険料も当該事件との関連で未納とされているのではないかと疑念を抱いている。

申立期間の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を一緒に納付していたはずなので、納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和41年4月から同年11月までの期間については、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと述べているところ、申立人の夫の当該期間の国民年金保険料が納付済みとなっている上、納付期日が確認できる昭和36年度から60年度のほぼ全期間において、申立人夫婦の国民年金保険料の納付は同一日に行われていることが確認できることから、申立てどおり、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたものと考えられる。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち昭和40年4月から41年3月までの期間については、申立人は、当該期間について、A市職員による国民年金保険料の横領事件との関連を主張しているところ、当委員会においてB地方検察庁C支局が保管する当該横領事件に係る記録（裁判書）を閲覧したが、申立てについて当該横領事件との関連をうかがわせる事情は確認できなかった。

また、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法等についての申立人の記

憶は定かでない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 1 日から 38 年 8 月 6 日まで  
② 昭和 40 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間①及び②については、私が脱退手当金を受給したため、厚生年金保険被保険者期間に含まれていない。

しかし、私は、脱退手当金をもらった記憶は無く、その金額も知らされていないので、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、再交付の押印が無く、申立期間①に係る事業所で厚生年金保険に加入した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、i) 申立期間の最終事業所である申立期間②に係る事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 40 年 1 月 1 日から申立人の資格喪失日である同年 9 月以降 2 年以内に資格喪失した者で、脱退手当金の支給要件を満たす申立人以外の女性被保険者 3 人は、いずれも脱退手当金の支給記録が無いこと、ii) 当該同僚のうち連絡先が把握できた 1 人に当該事業所における当時の脱退手当金の受給状況について聴取しても、事業主による代理請求をうかがうことはできないこと、iii) 元事業主も、「当時、脱退手当金制度について承知しておらず、退職者への制度説明や代理請求は行っていなかった。」と述べていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）であったと認められることから、平成12年11月から13年8月までの期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成13年10月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成13年9月の標準報酬月額については、50万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から13年10月21日まで

私は、申立期間当時、A社の取締役B支社長であったが、経営権は無かった。平成12年11月から13年8月までの標準報酬月額が遡及して訂正されているが、このことについて、事業主から説明は無く、当時の給与額に見合ったものではないので、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

また、A社には、平成13年10月20日まで勤務していたにもかかわらず、資格喪失日が同年9月30日になっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の平成12年11月から13年8月までの期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成13年9月30日。以下「全喪日」という。）の後の同年10月4日付けで、遡及して13万4,000円に引き下げられている上、申立人のほかに、同社において申立期間に被保険者であったことが確認できた3人の標準報酬月額についても、同日付けで遡及して引き下げられた記録が残されている。

しかしながら、前述の遡及訂正処理は、平成13年10月3日付けで、A

社から同社を管轄する社会保険事務所に提出された「実際の給与支給額に見合った届出を提出したい」旨の申立書に基づき行われたものであるが、申立人から提出された給与明細書、申立人の居住地を管轄しているC税務署が保管する所得税の確定申告書及びその添付書類（給与所得の源泉徴収票）から確認できる厚生年金保険料控除額により、申立人の当該期間の標準報酬月額については50万円であったことが確認できることから、前述の遡及訂正処理は事実<sup>そきゆう</sup>に即したものと<sup>そきゆう</sup>は考え難く、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由があったとは認められない。

また、A社の登記簿により、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、同社を管轄する社会保険事務所が保管する滞納処分票の記録及び当時の経理担当者の説明により、申立期間当時の社会保険に係る事務は、代表取締役と経理担当者が本社において処理していたことが確認できることから、申立人は、標準報酬月額<sup>そきゆう</sup>を遡及訂正された事実を承知していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、50万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立人から提出された給与明細書、申立人の居住地を管轄しているC税務署が保管する所得税の確定申告書及びその添付書類（給与所得の源泉徴収票）、雇用保険の加入記録及びA社発行の解雇通知書により、申立人は、平成13年10月20日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社は、前述のとおり、平成13年9月30日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同社の登記簿によれば、同社は、同年9月30日から同年10月21日までの期間においても法人格を有し厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる上、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の被保険者資格の喪失処理日は前述の標準報酬月額<sup>そきゆう</sup>の遡及訂正処理日と同日（平成13年10月4日）であり、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成13年9月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年10月21日であると認められる。

また、平成13年9月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書、申立人の居住地を管轄しているC税務署が保管する所得税の確定申告書及びその添付書類（給与所得の源泉徴収票）から確認できる厚生年金保険料控除額により50万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（50 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 50 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 5 月 16 日まで  
申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正されているが、当時の給与額に見合ったものではないので、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、50 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 7 年 9 月 30 日。以下「全喪日」という。）の後の平成 7 年 10 月 3 日付けで、遡及して 24 万円に引き下げられている上、申立人のほかに、同社において、6 年 4 月から全喪日までの期間の間に被保険者であったことが確認できた 12 人の標準報酬月額についても、全喪日の後の同年 10 月 3 日付け又は同年 10 月 26 日付けで、遡及して引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、50 万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月から55年3月まで

私の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付については、すべて私の両親が行っていたと思う。両親とも既に亡くなっており、当時の状況は分からないが、申立期間について調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金について加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする両親は既に死亡しているため、申立期間当時の状況が不明である上、申立期間当時、申立人と同居していた姉も、申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について記憶していない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても申立人の氏名は見当たらない上、申立期間において申立人の住民票があったA県B市及びC市にも申立人に係る国民年金の加入記録は無く、ほかに申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の両親が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から同年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、夫と私の二人分を一緒に市役所で納付したはずであるが、社会保険庁の記録によると、夫の分だけが納付済みになっていて、私の分は未納となっている。

昭和39年は景気が良く、事業も繁盛していたので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと述べているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年5月に払い出されていることが確認できることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は過年度保険料となり、一方、申立期間に係る夫の国民年金保険料は、社会保険事務所が保管する特殊台帳により現年度納付されていることが確認できることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料と夫の国民年金保険料を一緒に納付することはできない。

また、申立人は、申立期間を含む昭和33年から42年6月まで同じ場所に居住していたとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間以外にも、4つの期間で合計81か月の未納期間及び未加入期間があり、国民年金保険料を納付した記録は、昭和40年4月から同年9月までの6か月のみである。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年

金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から40年3月までの期間及び45年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から40年3月まで  
② 昭和45年7月

私の国民年金の加入手続は夫が行い、国民年金保険料も夫が夫婦二人分を一緒に納付していたはずである。しかし、社会保険庁の記録によると、夫の国民年金保険料だけが納付済みとなっていて、私の分が未納とされているので、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと述べているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年5月に払い出されていることが確認でき、このころ申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと考えられることから、36年5月から納期ごとに現年度納付していたとする夫の国民年金保険料と一緒に納付することはできない。

なお、加入手続が行われたものと考えられる時点で、申立期間①の国民年金保険料については過年度保険料となるころ、申立人の夫は、申立人の国民年金保険料を過年度納付したことは無いと述べている上、社会保険庁のオンライン記録によれば、現年度納付が可能であった昭和40年4月から申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を取得した前月の45年6月までの国民年金保険料については、夫婦共に納付済みとなっており、当該納付記録は、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の記憶と一致しており、不自然な点は無い。

また、申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳の申立期間

②に係る印紙検認記録欄には、国民年金保険料を納付したことを示す検認印が無く、当該検認記録は、申立人に係る特殊台帳及びA町が保管する国民年金被保険者名簿における納付記録とも一致する。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から39年3月までの期間及び40年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年9月から39年3月まで  
② 昭和40年4月から41年3月まで

申立期間当時、A市職員による横領事件があったことから、私たち夫婦が納付した国民年金保険料も当該事件との関連で未納とされているのではないかと疑念を抱いている。

申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を一緒に納付していたはずなので、納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A市職員による国民年金保険料の横領事件との関連を主張しているところ、当委員会においてB地方検察庁C支局が保管する当該横領事件に係る記録（裁判書）を閲覧したが、申立てについて当該横領事件との関連をうかがわせる事情は確認できなかった。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、妻が夫婦二人分を一緒に納付していたと述べているところ、A市が保管する国民年金保険料の検認記録、社会保険庁のオンライン記録及び特殊台帳の記録によれば、申立人の妻も申立期間の国民年金保険料は未納である。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法等についての申立人の妻の記憶は定かでない上、申立人の妻が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福島厚生年金 事案 545 (事案 260 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 18 日から 37 年 11 月 7 日まで

私は、申立期間にはA県B市にあるC社に勤めており、厚生年金保険に加入していたが、申立期間の脱退手当金を請求した記憶は無く受給もしていない。一緒に集団就職した元同僚は脱退手当金を受給せず、年金を受給している。

誰が手続きをしたのか、よく調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記されていること、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いこと、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約2か月後の昭和37年12月27日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年12月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は従来の主張のほか、一緒に集団就職した同僚が脱退手当金を受給していないことを新たな申立内容としているところ、申立人の主張どおり、申立人と一緒に集団就職したと記憶している同僚二人のうち一人については、脱退手当金の支給記録が無いものの、もう一人については、脱退手当金の支給記録があり、脱退手当金を受給したことを記憶している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年8月26日から20年8月5日まで  
② 昭和22年2月10日から23年1月17日まで  
③ 昭和25年2月8日から26年10月ごろまで

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、私はA社に昭和19年8月26日から26年10月ごろまで継続して勤務していたにもかかわらず、同社に勤務し始めた申立期間①、同社に継続して勤務していた申立期間②及び③について、厚生年金保険の加入記録が無いと回答を得た。特に、申立期間③については、私は25年10月1日に自動車整備士の資格試験に合格してから1年程度は同社に勤務していた記憶がある。

これらの申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、A社の当時の事業主及び申立人が記憶している同僚は既に死亡している上、同社の後継会社であるB社及び申立期間②及び③にA社に勤務していたことが確認できた複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①、②及び③において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年4月1日まで  
私は、昭和18年4月1日から19年3月31日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。  
調査の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は昭和36年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり53年に清算されている上、同僚の氏名等についての申立人の記憶は定かでなく、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間同社における被保険者記録が確認できた同僚の中に連絡先の判明した者もないことから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできなかった。

また、申立人は、自らの雇用形態について、請負のようなものだったとも述べており、A社との雇用関係をうかがわせるような事情も見当たらない。

さらに、前述のA社に係る被保険者名簿には、申立期間において、申立人及び申立人が申立期間に上司だったとする者の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間においてA社とは異なるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該上司と同姓同名で同一生年月日の者が確認できるところ、当該被保険者名簿にも、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月31日から38年8月1日まで

私は、申立期間にはA病院（現在は、B病院）に事務員として勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B病院が保管する申立人に係る労働者名簿により、申立人は、申立期間のうち、昭和37年3月13日から同年7月31日までA病院に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、当該労働者名簿には、申立人が病気を理由に長期間欠勤していた旨記載されている。

また、B病院では、職員の厚生年金保険被保険者資格の得喪に関する資料は保管しているものの、申立人に係る資料は見当たらないとしており、申立人に係る厚生年金保険の適用について確認できなかった上、社会保険事務所が保管する同病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、複数の同僚に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

私が事業主であったA社では、厚生年金保険料の支払いに苦慮していたことから、従業員と話し合った上で、平成 6 年 12 月に厚生年金保険を脱退した。その際、滞納していた厚生年金保険料は全部きれいに清算したにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張するとおり、50 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成 6 年 12 月 31 日。以下「全喪日」という。)の後の平成 7 年 1 月 20 日付けで、遡及して 6 年 3 月から同年 10 月までの期間は 8 万円、同年 11 月は 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿(商号は、B社)によれば、申立人は、同社が設立された昭和 54 年 7 月 28 日から平成 6 年 11 月 30 日までの期間は代表取締役就任し、同日に代表取締役を退任後、前述の減額訂正処理日(平成 7 年 1 月 20 日)を含め申立人の親族が 13 年 8 月 11 日に代表取締役に就任するまでの期間においては、代表取締役としての権利義務を有する者であったことが確認できる。

また、申立人は、A社には厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所の職員から標準報酬月額を減額する旨の説明を受けたが、それを断った旨を記憶している一方で、同社を厚生年金保険の適用事業所でなくする手続は自ら行ったと述べているところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人及び全

喪日まで被保険者であったことが確認できた従業員 8 人の被保険者資格の喪失処理日は前述の減額訂正処理日（平成 7 年 1 月 20 日）と同一日である上、申立人のほかに標準報酬月額の見直し記録が残されているのは、上記の従業員 8 人のうち、申立人の親族一人のみであることが確認できることから、厚生年金保険料の納付に責任を負うべき代表取締役としての権利義務を有する者である申立人が自らの標準報酬月額の見直し処理に関与していたものと考えざるを得ない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役としての権利義務を有する者として自らの標準報酬月額に係る見直し処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当ではなく、申立期間における標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 10 日から 38 年 1 月 5 日まで

私は、申立期間に船舶Aか船舶B又は船舶Cのいずれかに乗船していたと記憶しているので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、船員手帳を紛失しており乗船の実態が不明である上、申立期間に乗船した船舶名及び船長の氏名についての記憶も定かでない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚を記憶していないことから、社会保険事務所が保管する船舶A及び船舶Cに係る船員保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録が確認できた複数の同僚に照会しても、連絡の取れた船舶Aの8人及び船舶Cの4人のいずれも申立人を記憶しておらず、また、船舶Bに係る船員保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録が確認できた複数の同僚に照会しても、連絡の取れた10人中二人は申立人を記憶しているものの、申立人が勤務した期間及び時期を記憶しておらず、申立期間に係る申立人の勤務実態及び船員保険の適用について確認できる回答及び関連資料を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時のことを承知しているとして申立人が名前を挙げた親戚は、「申立期間のころに申立人を自分の船に乗せたことは記憶している。ただし、自分の船は20トン未満の船で、船員保険の適用除外だった。船舶A、船舶B、船舶Cについては知っているが、申立人が実際に乗船していたかどうかは分からない。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 4 月 24 日に A 株式会社を設立して、代表取締役になった。同社は 45 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、ほかの役員と一緒に厚生年金保険に加入したにもかかわらず、私の申立期間の加入記録が無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の商業登記簿謄本及び同社の従業員の記憶により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役として同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 株式会社は既に解散しており賃金台帳等の資料が保管されていない上、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に同社における被保険者記録が確認できた従業員のうち連絡の取れた者は、申立人が申立期間に厚生年金保険料を給料から控除されていたことを記憶しておらず、申立人の厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立期間当時、申立人は、B 農業共済組合の職員として農林漁業団体職員共済組合の組合員であったことが確認でき、厚生年金保険法第 12 条において、共済組合の組合員は厚生年金保険の被保険者としないと規定されている。

さらに、申立人は、「会社が厚生年金保険の適用事業所となった時から、ほかの役員と同様に被保険者資格取得の届出がされたはずである。」と述べているが、前述の被保険者原票によれば、申立期間において、申立人が被保険者資格を取得した記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、A株式会社の代表取締役である申立人は、「社会保険の事務手続は、弟が経営していた会計事務所の職員が行っていた。」と述べているところ、i) 申立期間に当該会計事務所の職員であった者は、「社会保険の届出業務は会計事務所で請け負っておらず、社判を自由に使用した記憶も無い。」と述べていること、ii) 昭和49年11月1日にA株式会社において被保険者資格を取得した従業員は、「自分は社会保険の事務手続も担当していた。当時は社長が社判を所持し、経理や手続関係で社判が必要な場合は決裁を受けていた。」と述べていることから、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知りえる状態にあったと認められ、仮に、申立期間について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月1日から同年12月30日まで

私は、申立期間には、A社B事業所（現在は、C社）に勤務し、採炭の巻き上げ作業に従事していた。厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該人事記録には、「社外季」の押印がある上、平均賃金欄及び標準報酬月額欄が空欄であり、これについて、A社では、「社外季」は請負労働者のような形態であったことを意味し、平均賃金欄などが空欄であることは、失業保険や厚生年金保険等に加入させていなかったためと考えられるとしている。

また、申立人は申立期間当時の同僚を記憶していないことから、社会保険事務所が保管するA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に同社における被保険者記録が確認できた複数の同僚に照会しても、連絡の取れた23人のいずれも申立人を記憶しておらず、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

さらに、前述の23人中10人は、「申立期間当時においては、入社後、数か月から1年程度の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と述べている上、当該10人の被保険者資格の取得年月日は、各人が記憶している入社時期の数か月から1年程度後であることが確認できることから、申立期間当時、A社B事業所では、入社後、直ちにすべての従業

員について被保険者資格を取得させる取扱いではなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月31日から25年7月12日まで

私がA駅前にあったB社C支店に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。昭和25年7月12日に「母キトク」の電報を受けて帰省するまで、同社に継続して勤務していたので、申立期間についても、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するB社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、同社において昭和23年8月1日に被保険者資格を取得し、24年5月31日に喪失しているところ、申立人が申立期間において一緒に勤務したと述べている父及び同僚についても被保険者資格取得日及び喪失日は申立人と同一である。

また、前述の被保険者名簿によれば、B社C支店では、昭和24年5月1日、同年5月31日及び同年6月1日の3日間だけで計63人が被保険者資格を喪失しているほか、同社同支店における最後の被保険者6人も同年10月20日に全員が被保険者資格を喪失しており、当該6人の厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失原因欄には解散と記録されている。

さらに、複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 10 日から 43 年 6 月 1 日まで

私は、高校を卒業後に上京し、申立期間にはA社が経営するB店で、正社員の調理販売員として勤務していた。

A社を退職する際に、同社からオレンジ色の年金手帳を渡された記憶があることから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の回答書及び雇用保険の加入記録（事業所名不明）により、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時のA社の支配人及び経理担当者は、「適用事業所となる以前は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と述べている上、昭和 32 年 10 月に同社に入社したとしている当該支配人は、36 年 4 月から 44 年 3 月まで国民年金に加入し、一部期間を除いて国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「A社が適用事業所となる以前は、厚生年金保険及び健康保険に加入しておらず、病院の治療代は同社から現金で支給されていた。」と述べている。

加えて、申立人はA社を退職する際に、オレンジ色の年金手帳を渡されたところ、当該手帳は昭和 49 年 11 月以降に発行されたものであることから、申立人が同社を退職する際に同社から渡されたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。